岩手県企業局管理規程第７号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年５月30日

岩手県企業局長　小　島　　　純

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（子の養育又は配偶者等の介護をする職員等の週休日の指定及び勤務時間の割振り）	（職員の週休日の指定及び勤務時間の割振り）
第２条の３の２　所属長は、次に掲げる職員（第２条第５項の規定の適用を受ける職員及び育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、同条第１項又は第７項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、当該各項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、職員の申告を経て、４週間を超えない範囲内で週を単位として別に定める期間ごとの期間につき当該各項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき１週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。	第２条の３の２　所属長は、職員（第２条第５項の規定の適用を受ける職員、育児短時間勤務職員等及び別に定める職員を除く。以下この項及び第４項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、同条第１項又は第７項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、当該各項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、職員の申告を経て、４週間を超えない範囲内で週を単位として別に定める期間ごとの期間につき１週間当たり38時間45分となるように、当該各項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
（１）　子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として別に定める者を含む。第４項、第２条の５及び第２条の６において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者をいう。第４項及び第２条の５において同じ。）の介護をする職員であって、別に定めるもの	
（２）　前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として別に定めるもの	
２・３　［略］	２・３　［略］
４　前３項に規定するもののほか、子の養育又は配偶者等の介護をする職員等の週休日の指定及び勤務時間の割振りに関し必要な事項は、別に定める。	４　前３項に規定するもののほか、職員の週休日の指定及び勤務時間の割振りに関し必要な事項は、別に定める。

（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）	（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）
第２条の５　次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員（第２条の３の２第１項の規定に基づき勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。	第２条の５　次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員（第２条の３の２第１項の規定に基づき勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。
（１）　小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子のある職員が、当該子を養育すること。	（１）　小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として別に定める者を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子のある職員が、当該子を養育すること。
（２）　配偶者等で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護すること。	（２）　配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者をいう。）で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護すること。
（３）　［略］	（３）　［略］
２　［略］	２　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規程は、令和７年６月１日から施行する。